PART2 日本国憲法

Chapter1　日本国憲法の制定と戦後の日本

目標
戦後の日本国憲法制定を主導したＧＨＱの人物を知ろう。
戦後日本の民主化と独立の過程で最も活躍した首相とはだれか。

1　日本国憲法の制定

ミズーリ号上の調印

①敗戦（1945年９月２日にミズーリ号上で降伏文書調印）
　A　〔　　　　　　　　　　〕**受諾**（８月14日）
　B　昭和天皇の玉音放送（８月15日）
②**ＧＨＱ〔連合国軍総司令部〕**最高司令官**マッカーサー（米）**が憲法改正の必要性を示唆（10月）
　A　**憲法問題調査委員会**（委員長＝松本烝治国務大臣）を設置
　　政府の〔　　　　〕**案**はＧＨＱに民主化が不徹底と拒否される（1946年２月）
　　※民間の憲法研究会による草案のほうが民主的でＧＨＱ案の参考にされる。
　B　**マッカーサー草案**の作成
　　ＧＨＱが**マッカーサー三原則**（天皇が頭位の地位・戦争の放棄・封建的諸制度の廃止）に基づく案を提示
　C　日本政府がＧＨＱ案に手を加え政府案〔内閣草案〕として発表
　D　帝国議会（初の男女普通選挙で選ばれた衆議院・貴族院）で審議・修正可決
　E　枢密院で可決
③**日本国憲法**の〔　　　　〕（1946年11月３日）**→第一次吉田茂内閣**が公布
　現在の文化の日。
　三大基本原理〔三大原則〕は，**国民主権**・〔　　　　　　　〕・**基本的人権の尊重**。
④**日本国憲法の**〔　　　　〕（1947年５月３日）**→第一次吉田茂内閣**が施行
　現在の憲法記念日。

昭和天皇（右）とマッカーサー元帥

日本国憲法施行の日の式典

2 日本国憲法下の日本

1951年 〔　　　　　　　　　　　　〕**平和条約**→独立を回復

　　　　日米安全保障条約

1953年　奄美群島返還（鹿児島県）

1956年　日ソ共同宣言

　　　　国際連合加盟

1960年　日米新安保条約〔日米相互協力及び安全保障条約〕→60年安保闘争

1965年　日韓基本条約

1968年　小笠原諸島返還（東京都）

1970年　日米新安保条約自動延長

1972年 沖縄返還（沖縄県）

　　　　日中共同声明

1978年　**日中平和友好条約**

　　　　日米防衛協力のための指針〔ガイドライン〕

1997年　新ガイドライン

2015年　新々ガイドライン

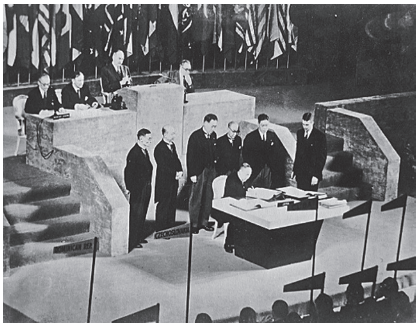

サンフランシスコ平和条約調印

60 年安保闘争時の国会議事堂

まとめ

憲法制定など日本の民主化に尽力したのは，ＧＨＱのマッカーサー。

戦後日本の民主化と独立の過程で最も活躍した首相は，吉田茂。

Chapter2　日本国憲法の内容

目標　大日本帝国憲法と日本国憲法の特徴・主権者の違いを理解しよう。
憲法改正の手続きについてどこまで行われたことがあるのか，理解しよう。

1　日本国憲法の重要ポイント

①〔　　　　〕**憲法**

前文と 11 章 103 条のすべてが，国民が定めた国の〔　　　　　　　　〕として位置づけられる（＝**憲法の最高法規性**）。

※天皇・大臣・議員・裁判官など公の地位にある人間は，憲法を尊重し擁護する義務を有する（＝**憲法尊重擁護義務**）。

② GHQ のマッカーサー草案を基礎として制定

③〔　　　　〕**主権〔主権在民〕**

憲法前文と第 1 条に規定。ここでいう主権とは，国のあり方を最終的に決める力。

④**天皇**は日本国と日本国民統合の〔　　　　〕**→象徴天皇制**

第 1 条～第 8 条に規定。1946年 1 月 1 日に昭和天皇の人間宣言〔神格否定詔書〕。1947年に**皇室典範が法律化**され，天皇は男系の男子のみが世襲。

※今上天皇は初代神武天皇から数えて 126 代目。上皇が 2019年 4 月 30 日に特例で「生前退位」を行った（2021年現在）。

天皇の国事行為

⑤天皇は**内閣の助言と承認**のもとに〔　　　　　　　〕を行う

形式的・儀礼的なもので国政に関する権能はもたず。

※他に公的行為と私的行為を行う。

⑥〔　　　　　　　〕

憲法前文で，**恒久平和主義**・国際協調主義・**平和的生存権**をうたう。**第**〔　　〕**条**で〔　　　　　　　　　〕・**戦力の不保持・交戦権の否認**を規定。

⑦〔　　　　　　　　　〕**の尊重→永久不可侵**の権利

第 11 条～第 14 条などに規定。**個人の尊重・幸福追求権・法の下の平等**，平等権・自由権・社会権・参政権・請求権など。

※〔　　　　　　　　　〕に反しない限り最大限に尊重される。

2 その他の日本国憲法の内容

①［　　　　］は**国権の最高機関**で**国の唯一の立法機関**

国会に関しては第 41 条などに規定。ともに公選される**衆議院**と［　　　　　　］の**二院制**で，**衆議院の優越**が認められている。

※前文で**議会制民主主義**の採用を規定。

②**議院内閣制**

内閣に関しては第 65 条などに規定。行政の最高機関である内閣は，国会に対し連帯して責任を負う。

③**最高裁判所**は**違憲審査権**をもつ→「**司法権の**［　　　　］」を保障

裁判所に関しては第 76 条などに規定。**最高裁判所**の他に下級裁判所（高等・地方・家庭・簡易）を設置。

④**地方自治**の本旨を尊重

第 92 条などに規定。都道府県知事，市（区）町村長や地方議会議員は公選。

⑤**憲法改正の発議は衆・参各議院の総議員の３分の２以上の賛成で**［　　　　］が行う

第 96 条に規定。［　　　　　　　　　］の**過半数**による賛成で成立（＝**硬性憲法**）。

※ただし三大基本原理〔三大原則〕は改正できず「［　　　　］改憲」に？

※ 2007年，衆･参両院の**憲法審査会**設置，**国民投票法**成立以降，特に「改憲」論議が盛ん。

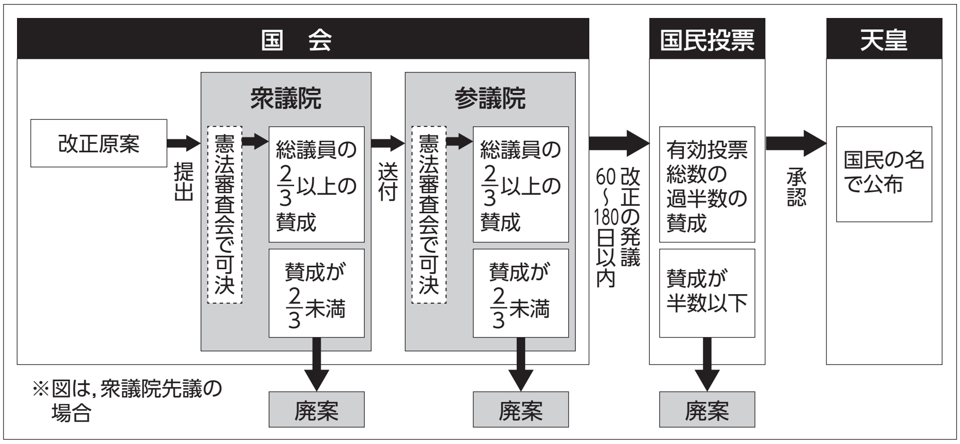

憲法改正の手続き

まとめ

大日本帝国憲法は欽定憲法で主権者は天皇，日本国憲法は民定憲法で主権者は国民である。

これまで憲法改正の発議すら行われたことがない。

第5講 PART2 確認問題

1 憲法改正の基本方針であるマッカーサー三原則に含まれるのはどれか。

① 平和主義　② 基本的人権の尊重
③ 封建制度の廃止　④ 国民主権

2 日本国憲法公布時の内閣総理大臣はだれか。

① 吉田茂　② 幣原喜重郎
③ 片山哲　④ 芦田均

3 日本国憲法の施行日は，現在，何という祝日になっているか。

① 文化の日　② 昭和の日
③ 建国記念の日　④ 憲法記念日

4 日本が国際連合に加盟したのと同じ年に調印されたのは何か。

① 日ソ共同宣言　② サンフランシスコ平和条約
③ 日中共同声明　④ 日中平和友好条約

5 沖縄返還と同じ年に調印されたのは何か。

① 日中平和友好条約　② 日ソ共同宣言
③ 日米安全保障条約　④ 日中共同声明

6 日本国憲法前文と第１条に規定されているのはどれか。

① 平和主義　② 個人の尊重
③ 国民主権　④ 法の下の平等

7 平和主義のうち，日本国憲法前文に規定されているのはどれか。

① 交戦権の否認　② 平和的生存権
③ 戦争の放棄　④ 戦力の不保持

8 平和主義のうち，日本国憲法第９条に規定されているのはどれか。

① 国際協調主義　② 平和的生存権
③ 戦力の不保持　④ 恒久平和主義

9 日本国憲法第 65 条は何について規定しているか。

① 国会　② 内閣
③ 裁判所　④ 地方自治

10 憲法改正は衆・参各議院の総議員の３分の２以上の賛成で国会が発議した後，国民投票で過半数の賛成があれば成立するが，このような憲法を何というか。

① 欽定憲法　② 成文憲法
③ 軟性憲法　④ 硬性憲法

第5講　PART2　確認問題　解答

1　解答：③　マッカーサー三原則は，日本国の元首としての天皇の地位，戦争の放棄，封建的諸制度の廃止の３つからなる。

①：日本国憲法の三大基本原理〔三大原則〕の一つ。
②：日本国憲法の三大基本原理〔三大原則〕の一つ。
④：日本国憲法の三大基本原理〔三大原則〕の一つ。

2　解答：①　吉田茂は，日本国憲法施行時の内閣総理大臣でもある。

②：1946 年に内閣を組織し，憲法改正作業を進めた。
③：1947 年に内閣を組織し，内務省を廃止した。
④：1948 年に内閣を組織し，中道政治を進めた。

3　解答：④　日本国憲法が施行されたのは 1947 年５月３日。

①：11 月３日で，日本国憲法の公布日（1946 年 11 月３日）にあたる。
②：4 月 29 日。
③：2 月 11 日。

4　解答：①　1956 年に調印された日ソ共同宣言は，日本の国際連合加盟支持などを内容とする。

②：1951 年に調印され，日本は独立を回復した。
③：1972 年に発表された。
④：1978 年に調印された。

5 解答：④　沖縄が返還されたのは 1972 年である。

①：1978 年に調印された。
②：1956 年に発表された。
③：1951 年に調印された。

6 解答：③　主権とは，国のあり方を最終的に決める力のことである。

①：前文と第９条に規定されている。
②：第 13 条に規定されている。
④：第 14 条に規定されている。

7 解答：②　前文で，恒久平和主義・国際協調主義・平和的生存権がうたわれている。

①：第９条に規定されている。
③：第９条に規定されている。
④：第９条に規定されている。

8 解答：③　第９条では戦争の放棄，戦力の不保持，交戦権の否認を規定。

①：前文に規定されている。
②：前文に規定されている。
④：前文に規定されている。

9 解答：②　行政の最高機関である内閣は，国会に対し連帯して責任を負う。

①：第 41 条などに規定されている。
③：第 76 条などに規定されている。
④：第 92 条などに規定されている。

10 解答：④　硬性憲法とは，改正に一般の法律より厳格な手続きを必要とする憲法のこと。

①：君主の意思により制定された憲法のこと。
②：成文化されている憲法のこと。
③：一般の法律と同様の手続きで改正が可能な憲法のこと。